万一事故が発生した場合

損害賠償請求がなされるおそれのある事故またはその原因となる事由が発生したことを知ったときには、遅滞なく、その事故または事由の具体的状況を、書面にて加入手続きをされた募集代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

■ご連絡いただく主な事項

・事故発生の日時・場所　・被害者の住所、氏名　・事故の原因・状況　・受けた損害賠償請求の内容
・保険契約の内容（加入者名、加入者番号、加入タイプ等）―― 後日送付される加入者証にてご確認ください。　・その他の必要事項

〈示談交渉サービスは行いません〉この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、ご加入者側で示談締結をなされた場合には、示談金の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

引受保険会社　本保険制度の引受保険会社は、以下のとおりです。（50音順）

会社名	コード
あいおいニッセイ同和損害保険	08
朝日火災海上保険	18
エース損害保険	66
共栄火災海上保険	02
現代海上火災保険	96
セコム損害保険	11
損害保険ジャパン	17
大同火災海上保険	22
東京海上日動火災保険	09
日新火災海上保険	14
日本興亜損害保険	15
ニューインディア保険	77
富士火災海上保険	16
三井住友海上火災保険	04

●**告知義務：**加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●**通知義務：**ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●**他の保険契約等がある場合：**この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。（損害サービスについては原則として募集代理店所属保険会社が他の引受保険会社の引受割合分もあわせて代理・代行を行います。）各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合（7／1までに決定）につきましては団体窓口にてご確認いただけます。引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、支払い金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者（加入者）が個人、あるいは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。※ご契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、前記補償の対象となります。詳細につきましては、募集代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●**①廃業、倒産、吸収合併の場合、②商工会議所の会員でなくなりかつ中途脱退の申出があった場合、を除き中途脱退ができません**のでご注意ください。

●中途脱退する場合には、加入期間中の売上高に応じた保険料を計算し、追加請求・返還を行います。中途脱退日より前に、ご加入の取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

●募集代理店は委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、募集代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは、全国商工会議所PL団体保険制度（生産物賠償責任保険）の概要をご紹介したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件、ご契約手続、その他ご不明な点がありましたら、募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

（社）日本損害保険協会そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

0570-022808　受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日はお休みとさせていただきます。）

〈ご連絡先〉※事務管理代理店は（有）石垣サービスです。募集は下記募集代理店が行いますので、ご加入方法・商品内容等のご質問は下記募集代理店までお問い合わせください。

■募集代理店

■商工会議所名

■募集代理店所属保険会社

1704-4952-07449-2010年12月作成　　E14-30720（6）11.3 改定（部）

商工会議所会員（中堅・大企業）の皆様へ

2011年度版

全国商工会議所PL団体保険制度
（生産物賠償責任保険）
〈中堅・大企業向〉

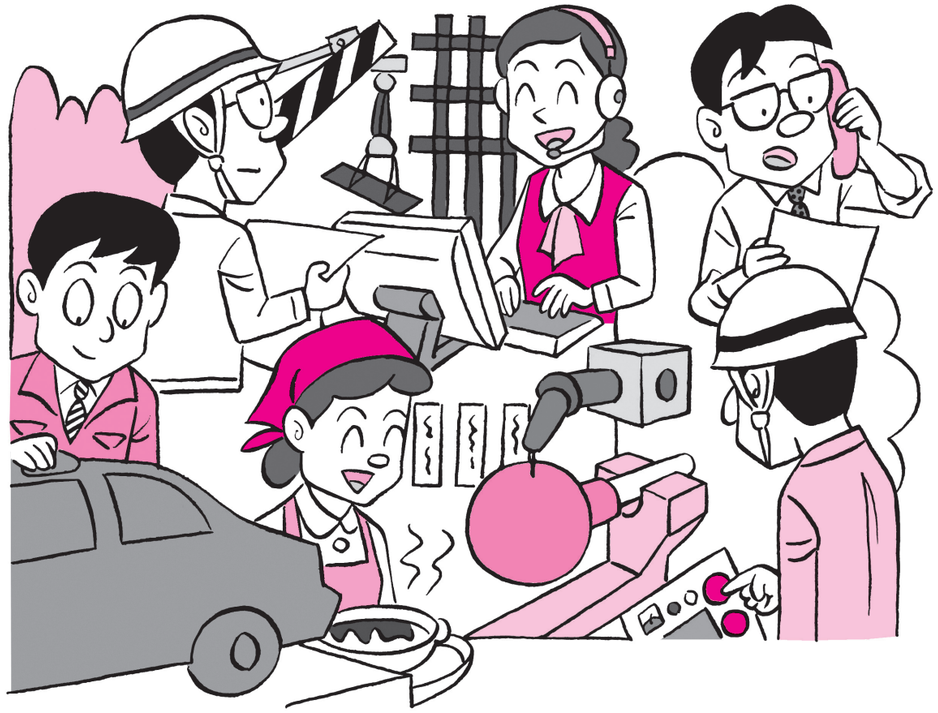

商工会議所会員のための制度

「PL保険とは」

本制度に加入した会員の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を損壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求がなされたことによって皆様が法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払いいたします。

制度の5大特色

1. PL事故から企業を守る全国制度。
2. 専用商品設計による割安な保険料。
3. 保険料は全額損金処理可能。
4. 高額賠償に備える安心の保険。
5. 簡便な加入手続き。

新規更新
振込期間…2011年4月1日～5月31日
保険期間…2011年7月1日 午後4時～2012年7月1日 午後4時

中途加入
振込期間…毎月1日～末日（6月以降）
保険期間…振込月の翌々月1日 午前0時～2012年7月1日 午後4時

日本商工会議所

全国商工会議所PL団体保険制度のご案内

本制度の加入対象

この保険契約は日本商工会議所を保険契約者とし、商工会議所会員（中堅・大企業）を被保険者とする生産物賠償責任保険団体契約となり、保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は日本商工会議所が有します。

本制度の加入対象は、全国の商工会議所に属する会員企業のうち、下表のとおり、いわゆる中堅・大企業の皆様を原則とします。
商工会議所を脱退し、保険加入期間開始時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入できませんのでご注意ください。

業　種	条　件
小売業	資本金5,000万円超かつ従業員50人超
サービス業	資本金5,000万円超かつ従業員100人超
卸売業	資本金1億円超かつ従業員100人超
製造業その他	資本金3億円超かつ従業員300人超

（注1）業種によっては、特有の免責条項が付帯される場合があります。
（注2）LPガス販売、航空機（部品）製造、旅館経営、税理士、クリーニング業者等、本制度に加入できない業種がございますので、あらかじめご了承ください。

保険金の支払い対象

被保険者が製造または、販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、仕事の終了・引き渡しの後に他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を損壊したりするような物損事故（以下「PL事故」といいます）が遡及日（本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は再度加入した日の翌日（中途加入の場合は再加入日））以降に発生し、加入期間中に損害賠償請求がなされたことについて、被保険者が法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払いいたします。

〈事故例〉
被保険者が製造したオーブントースターの欠陥が原因で発火し、家屋を全焼させた。
損害額　約6,700万円

被保険者が風呂ボイラのメンテナンスを誤ったため、入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。
損害額　約4,000万円

お支払いする保険金

（1）次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。
①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費 等）
※賠償金の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要になります。
②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
③賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が同意した費用
④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
⑤他人から損害賠償を受ける場合に、その権利の保全または行使のために要した費用および損害の防止・軽減に必要または有益な費用
※引受保険会社の書面による同意が必要になります。

（2）保険金のお支払い方法
・左記①は、①の損害額から免責金額を控除して、支払限度額を限度にお支払いします。ただし、この保険契約では、保険期間中の契約全体での総支払限度額を設定しています。
・この契約全体での左記①の保険金のお支払いが、その総支払限度額に達した場合は、それ以降の保険金をお支払いすることができません。
・左記②～⑤は、実額をお支払いします。ただし、②は損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。
※損害賠償金、費用（緊急措置費用を除きます）のお支払いにあたっては、保険会社の承認が必要となりますので、事前に保険会社にご相談ください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合は、保険金をお支払いできません。
・保険契約者、被保険者の故意
・戦争、変乱、労働争議、暴動に起因する事故や地震、噴火、洪水、津波または高潮
・他人との特別の約定により加重された責任
・従業員の業務従事中の傷害・疾病および、それらによる後遺障害、死亡に起因する賠償責任
・排水・排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
・汚染物質の排出等に起因する損害（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。）
・故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
・製造・販売した製品自体、または仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた財物自体の損壊・修理・交換・使用不能（他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生した場合を含みます。）
・製品のリコール費用
・日本国外で発生したPL事故または日本国外でなされた損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求
・遡及日（被保険者ごとに本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日の翌日（中途加入の場合は再加入日））より前に発生したPL事故
・医薬品等（＊）、農薬、食品について、製品の効能が発揮できなかったことに起因する損害
・他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生せずに、経済損害のみが発生した事故
・他人の生命や身体を害するような人身事故が発生しない精神的被害　等
＊医薬品等については、この他にも特有の免責がございます。
詳細は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■ご注意
（1）保険証券総支払限度額の設定
・本制度においては、加入者の個々のお支払い限度額とは別に、加入者数に応じて契約全体でのお支払い限度額（保険証券総支払限度額）が、40億円を下限とし、「加入者数×1億円×（0.5%～2.0%）」で設定されます。
・お支払いした損害賠償金が、保険証券総支払限度額に達したときは、以後一切の保険金をお支払いすることができなくなりますのでご注意ください。
・なお、保険金は被保険者の損害（賠償金、争訟費用等）が確定し、保険会社に対して保険金請求の手続きをとった順に支払われます。

（2）損害賠償請求ベース保険金支払い
・本制度においては、製品を製造・販売した日にかかわらず、遡及日（被保険者ごとに本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入した日の翌日（中途加入の場合は再加入日））以降に発生したPL事故について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求をなされたもののみが保険金支払いの対象になります。
従って、更新加入の場合、期日（2011年5月31日）までに保険料をお振込みいただき、中断期間が生じないようにご注意ください。

加入タイプ

次の3タイプからお選びください。

加入タイプ	支払限度額（1請求・保険期間中　対人・対物共通）	免責金額（自己負担額）（1請求につき）
2型	2億円	5万円
3型	3億円	5万円
5型	5億円	5万円

「食中毒利益担保特約」のご案内
飲食店、食品製造業、食品販売業の各事業者の皆様は、食中毒の発生により営業が休止又は阻害された場合の喪失利益等を補償する「食中毒利益担保特約」をご契約することができます。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

2011年度募集期間・加入期間

2011年度の募集期間及び加入期間は、下表のとおりです。

ご加入区分	募集期間	保険料のお振込方法	保険料振込締切	加入期間
更新加入	2011年4月1日から 2011年5月31日まで	銀行振込（＊1）	2011年 **5月31日（火）**	2011年7月1日午後4時から 2012年7月1日午後4時まで
新規加入		ゆうちょ銀行（郵便局） 窓口でのお振込み（＊2）		
中途加入	2011年6月1日以降	ゆうちょ銀行（郵便局） 窓口でのお振込み（＊2）	毎月末日 （土・日・祝日の場合は その直前の営業日）	保険料振込月の翌々月の1日 午前0時から 2012年7月1日午後4時まで

（＊1）2010年度募集より、更新加入のお客様は「更新加入依頼書」右下の＜更新保険料お振込先＞に記載している三菱東京UFJ銀行のご指定口座へ保険料をお振込みください。
（＊2）2007年1月から、金融機関での10万円を超える振込み時には本人確認（登記事項証明書、印鑑登録証明書等の提示）が求められることになりました。これに伴い、本保険制度につきましても、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口でお振込みいただく保険料が10万円を超える場合には、窓口で本人確認が求められます。保険料をお振込みいただく際は、ご面倒をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

保険料の計算方法

貴社の「業種」、「前年度売上高」、お選びいただいた「加入タイプ」により保険料が算出されます。上記の3点を募集代理店または引受保険会社にお伝えいただければ貴社の保険料を算出いたします。

※1　前年度売上高とは、加入申込時に把握可能な最近の会計年度1年間の売上高をいいます。実際のご加入にあたっては、前年度売上高に関する確認資料（決算資料コピー等）のご提出が必要となります。保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度の売上高に不足していた場合には、申告いただいた売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
※2　全国商工会議所PL団体保険制度では、すべての生産物・仕事を保険の対象として引受けします。一部の部門・業種・製品または仕事のみを限定した引受は行いませんのでご注意ください。
※3　2009年度契約より最低保険料（1,000円）が適用されます。

保険料計算例

前年度売上高200百万円の事務用機器製造業の方が、2型に加入する場合の計算例
●2011年5月31日までに保険料をお振込みされた場合（加入期間2011年7月1日から1年間）

前年度売上高（百万円）		料率		加入月数		
200	×	950	×	12／12	＝	190,000円

その他のご注意点

①保険期間中の売上高による保険料の精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた前年度売上高が、把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
②保険期間中の「加入タイプ」の変更はできませんのでご注意ください。
③加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
④加入者証は加入内容を確認する大事なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかご確認くださいますようお願いいたします。なお、本制度は団体契約であるため、加入者証のお届けが始期日以降になる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。もちろん補償は加入お手続き日に応じた始期日からスタートしておりますのでご安心ください。
⑤なお、本パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了まで保管してご利用ください。